

市長室からお答えします

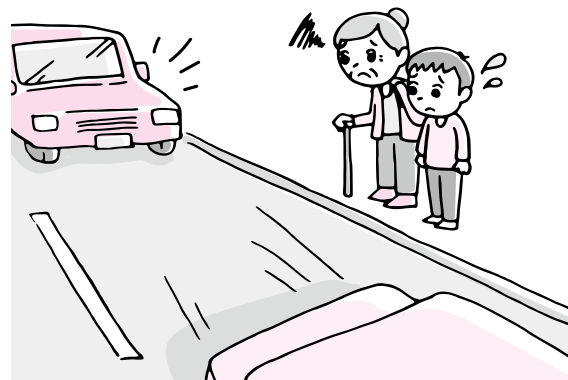
地元の道路に横断歩道や信号機を設置してほしい

Q 私が住んでいる地区の道路では、子どもやお年寄りが道路を横断する姿をよく見かけます。交通量が多くて危険なため、道路に横断歩道や信号機を設置してもらえますか。

A 横断歩道や信号機の設置など、交通規制に関することは、県公安委員会が所管しています。これらの交通規制は、道幅・交通量・安全性などの状況を踏まえて設置されます。

今回のような要望は、地区が抱えている問題として区・自治会などで取りまとめ、県公安委員会の窓口である成田警察署へ要望書を提出してください。

市では、通学路になっている交差点や道路脇に「学童注意」の立て看板を設置したり、道路上に路面標示を設けたりすることで、ドライバーの安全運転や注意喚起を呼び掛けています。



これからも成田警察署などの関係機関と連携しながら、交通事故防止のための対策に取り組んでいきます。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介しています。

消費生活相談Q&A

7月から自転車保険の加入が義務化

Q 千葉県では、自転車事故を起こしてしまった場合などの損害を賠償する保険について、加入が義務化されたという話を聞きました。新たに自転車専用の保険に入らないといけませんか。

A 「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、7月1日から自転車損害賠償保険(自転車保険)の加入は「努力義務」ではなく「義務」になりました。ただし、次のような場合は新たに自転車保険に加入する必要はありません。

- すでに加入している保険(自動車保険、火災保険など)の個人賠償責任補償特約などが自転車事故に対応している
- 学校やPTAなどが窓口になって加入した保険やクレジットカードの付帯保険などに、自転車事故による損害を賠償する内容が含まれている
- 利用する自転車に有効期間(点検確認日から1年間)内のTSMARK(自転車安全整備士が点検確認したことを証明する赤色または青色のマーク)が貼られている

いずれにも当てはまらない場合は、自転車保険への加入が必要です。自転車保険は、インターネットなどからも加入することができます。補償の内容や加入方法については、各保険会社



や代理店に直接問い合わせ確認してください。

業務上の自転車事故は、個人賠償責任保険で補償されないため、業務用自転車保険やTSMARK付帯保険が必要です。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

健康診査

定期的に受診しましょう

定期的に健康診査を受診することで、病気の予防・早期発見につなげることができます。特定健康診査と後期高齢者健康診査は高血圧、糖尿病、脂質異常症などで治療中の人でも受けられますが、一般健康診査は治療中の人は受けられません。

特定健康診査

40～74歳で国民健康保険に加入している人

後期高齢者健康診査

受診日時点で後期高齢者医療制度に加入している人

一般健康診査

18～39歳で、職場などで健康診査を受ける機会がない人

受診する際は健康保険証（一般健康診査を除く）と「成田市成人健（検）診等受診券」を持参してください。受診券を持っていない人は、事前に下記の担当課へ問い合わせてください。

健康診査と同じ日にがん検診も実施しています。がん検診の日程は、広報なりた5月1日号や市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page268500_0003.html)を確認してください。11月30日(火)まで、一定の要件を満たす人は市内実施医療機関で個別健（検）診を受けることもできます。

また、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人が、健康診査を受けずに人間ドックや脳ドックを受ける場合に、費用の一部を助成しています。対象や助成額などは、広報なりた5月1日号や市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page100404.html>)を確認してください。

※くわしくは、特定・後期高齢者健康診査と人間・脳ドック費用助成については保険年金課(☎20-1526)、一般健康診査とがん検診については健康増進課(☎27-1111)へ。

※くわしくは、特定・後期高齢者健康診査と人間・脳ドック費用助成については保険年金課(☎20-1526)、一般健康診査とがん検診については健康増進課(☎27-1111)へ。

健康診査の日程(集団)

期日	受付時間	会場	
9月	2日(金)	午前8時30分～11時	保健福祉館
	4日(日)		
	7日(水)	午前9時～10時30分	久住公民館
	9日(金)	午前8時30分～11時	保健福祉館
	15日(木)	午前9時～10時30分	三里塚コミュニティセンター
	16日(金)	午前8時30分～10時30分	市役所
	21日(水)		
	27日(火)		
28日(水)	午前8時30分～10時30分	市役所	
10月	3日(月)	午前8時30分～11時	保健福祉館
	6日(木)	午前9時～10時30分	公津公民館
	14日(金)	午前8時30分～11時	中郷ふるさと交流館
	20日(木)	午前8時30分～11時	保健福祉館
	21日(金)	午前8時30分～11時	保健福祉館
	26日(水)	午前9時～10時30分	印東体育館

期日	受付時間	会場	
10月 27日(木)	午前9時～10時30分	豊住公民館	
11月	1日(火)	午前8時30分～11時	市体育館*
	2日(水)		
	8日(火)	保健福祉館	
	10日(木)	午前9時～10時30分	大栄公民館
11日(金)			
15日(火)	三里塚コミュニティセンター		
25日(金)	午前8時30分～11時	保健福祉館	
26日(土)			
12月	1日(木)	午前9時～10時30分	下総公民館
	5日(月)	午前8時30分～11時	保健福祉館
	16日(金)		
	23日(金)		
		市体育館*	

*市体育館は10月1日から「重兵衛スポーツフィールド中台体育館」の愛称を使用します

国民年金

こんなときはどうなるの？

Q 会社員だった夫が60歳になり、定年退職しました。私は55歳で、夫の扶養に入っていたのですが、国民年金の届け出は必要ですか。

A 保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で「種別変更」の届け出をしてください。

20～59歳の人は、国民年金に必ず加入することになります。加入者の種別は、第1号被保険者(学生、農業従事者、自営業者、フリーター、無職の人など)、第2号被保険者(サラ

リーマンなど)、第3号被保険者(サラリーマンなどの配偶者)の3種類に分かれていて、種別が変わるときは届け出が必要です。

今回の場合、配偶者が会社を退職したことによって、第3号被保険者から第1号被保険者になるための手続きを行います。

第1号被保険者になると、国民年金保険料は自分で納めることとなります。納付には、手間がなく納め忘れのない口座振替や、まとめて前払いすると割引される前納制度がありますので利用してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。